

平成21年2月13日

第一次受入機関 殿

技能実習生等受入適正化推進会議

座長 初山 錡吾

### 外国人技能実習生の労働条件改善の要請について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、岐阜県は愛知県に次いで全国で2番目に多い外国人研修生・技能実習生が研修・実習活動に従事していますが、これらの技能実習生を受け入れている事業場（第2次受入機関）の中には法定の最低賃金、割増賃金を支払っていないものや長時間の残業を行わせているもの等の法違反が数多く見受けられます。

このような状況を踏まえ、岐阜労働局を始め関係機関においては、外国人技能実習生の労働条件確保に向け取り組んでいるところですが、この問題を解決するためには、関係機関の緊密な連携、県民や受入機関に技能実習生等の受入適正化のためのコンセンサスの形成を図ることが重要との観点から、関係機関及び労使団体が参集し、「技能実習生等受入適正化推進会議」を設立し、推進会議メッセージを発出するなど、外国人技能実習生の適正な受入れに向けた取組を行っています。

外国人技能実習生の労働条件適正化を図るためには、技能実習を行う事業場における労働基準法、最低賃金法等の関係法令の遵守が求められますが、違反が認められた事業場にその理由を聞くと「組合、団体（第1次受入機関）の指示による」と答える場合が少なからず認められています。

受入事業場は、第1次受入機関を通じて外国人研修生・実習生を受け入れるものであり、当該1次受入機関が不適正な指示等を行うことは、傘下事業場に与える影響が大きく、岐阜県内においては第2次受入機関のみならず、第1次受入機関代表者等を労働基準法等の共犯として送検された事例も発生しています。

外国人研修・技能実習制度は、我が国の技術・技能等を発展途上国に技術移転を行って国際貢献に資するという目的で創設されたものであり、安価な単純労働力として利用することは本制度の趣旨に反するものであり、許されるものではないことを改めて認識する必要があります。

つきましては、貴団体傘下の各2次受入機関が外国人研修生・技能実習生を受

け入れるに当たり、違法・不適正な対応を行うことのないよう、下記事項について御指導をいただくことを要請します。

## 記

1 研修・技能実習に係る契約、関係機関への提出書類、計画等において記載された事項と実態に相違のないこと。

特に、

- ・ 研修・労働契約と異なる契約が存在する二重契約
- ・ 研修・技能実習計画と異なる職種での受入れ
- ・ 計画と異なる研修・技能実習の実施
- ・ 研修生の残業
- ・ 受入機関同士による名義貸し

等を行わせないこと

2 外国人技能実習生については、労働基準法、最低賃金法等の関係法令が適用されることからこれを遵守すること。

特に、

- ・ 母国語による労働条件の明示を行うこと
- ・ 最低賃金を下回ることのないよう適正な賃金支払を行うこと。また、管理費等の名目で不当な控除を行うことがないこと
- ・ 時間外、休日、深夜手当の割増賃金の適正な支払を行うこと
- ・ 長時間労働を行わせることがないようにすること
- ・ 賃金台帳、タイムカード等の関係書類を適正に記録、保存すること

を徹底すること

3 外国人技能実習生への賃金支払いに関するトラブル防止のため次の事項に留意すること。

- ・ 賃金明細書を交付すること。
- ・ 要望があっても、預金通帳、キャッシュカード及び印鑑を預からないこと。